

健康栄養講習会 参加者募集！

村では、生活習慣病予防をテーマに健康栄養教室を開催します。

健康に関する最新情報や、体に良い食事を一緒に作ったりと、自分や家族の健康に役立つ内容となっています。皆さんの参加をお待ちしています！



- 会場 白水保健センター
- 日時 5月から毎月1回(年間5回程度)
午前9時30分～午後1時
- 内容 生活習慣病(血圧・血糖など)予防についての話や、調理試食など
- 定員 20人程度
- 参加費 無料
- 持ってくるもの エプロン、三角巾
- 申込期限 5月16日(金)

〈問い合わせ・申し込み〉
役場 健康推進課保健係(松村・菊川)
TEL(62)9180

特定不妊治療費助成の 対象範囲が変わりました。

県では、「特定不妊治療」にかかる費用の一部を助成していますが、4月1日からは、次のとおり助成の対象範囲が変わりました。

- 対象治療法
体外受精および顕微授精
- 1回の助成額の上限15万円(ただし、治療ステージCおよびFの治療の場合は、上限7万5千円)
- 助成回数 ①新制度適応の場合
通算6回まで
②現行制度適応の場合
1年度目は3回まで、2年度目以降は年2回を限度に、通算5年間および通算10回を超えない回数
- 所得制限 夫婦の所得の合計額が730万円未満(児童手当用)
- 申請書提出先 阿蘇保健所
提出書類や提出期限など詳細については、阿蘇保健所または県子ども未来課までお問い合わせください。
※不妊に関する悩みなどの相談は、不妊専門相談で受け付けています。
- 不妊専門相談電話
TEL096(381)4340(県女性相談センター内)
平日(月～土) 午前9時～午後8時

〈問い合わせ〉阿蘇保健所 TEL0967(32)0535

児童扶養手当の支給額が改定されます

〈問い合わせ〉役場 住民福祉課福祉係
TEL(62)9195

児童扶養手当の支給額が4月分から改定されます。これは、特例水準の解消と物価の変動によるもので、手当月額が0.3%減額します。

児童扶養手当は、全国消費者物価指数の実績値に基づき、支給月額が毎年改定されます。平成25年の全国消費者物価指数の実績値は0.4%増加でしたが、平成12～14年に受給者を保護するため行われた減額の据え置き分(特例水準)1.0%の一部0.7%を解消することになっていますので、平成26年4月分からの改定は、差し引き0.3%の減額改定となります。平成27年4月には、残りの特例水準0.3%を解消するため、同じように減額調整が行われる予定です。

手当額の改定

	3月分まで(月額)	4月分以降(月額)
全部支給	41,140円	41,020円
一部支給	41,130円 ～9,710円	41,010円 ～9,680円

※2人以上の児童を有する受給者に係る加算額については、第2子5,000円、第3子目以降の1人につき3,000円であり、変更はありません。

※消費者物価指数……家計にかかわる品物を買ったときにかかる費用が物価の変動によってどう変わるかを指数値で示したものの

4月1日から南阿蘇村すこやか赤ちゃん 出産祝金の支給要件が変わりました

〈問い合わせ〉
役場 住民福祉課福祉係
TEL(62)9195

- 対象新生児 出生日に本村に住所を登録すること
- 支給対象者 対象新生児を出産した人
- 支給要件 ①対象新生児の出産の日において、村内に住所を有する期間が連続して1年以上を経過している人
②対象新生児の出産の日において、村内に住所を有する期間が連続して1年未満の場合は、対象新生児と共に引き続き1年以上住所を有し居住しようとする人
※②に該当する人は、内容に同意のうえ、申請の際に誓約書の記入をお願いします。
- 申請期限 対象新生児の出生日から90日以内
- 申請時に必要なもの ①印鑑 ②通帳 ※申請は最寄の役場庁舎窓口にて提出してください。※3月31日までの出産に係る祝金の支給は、従前の要件になります。